

平成17年智頭町条例第29号

智頭町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を  
改正する条例

智頭町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年智頭町  
条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表（第2条関係）を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階 級	勤 続 年 数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団 長	189,000円	294,000円	409,000円	544,000円	729,000円	929,000円
副 団 長	179,000円	279,000円	379,000円	484,000円	659,000円	859,000円
分 団 長	169,000円	266,000円	361,000円	461,000円	609,000円	799,000円
副 分 団 長	164,000円	251,000円	336,000円	426,000円	574,000円	759,000円
部長及び班長	154,000円	231,000円	306,000円	386,000円	514,000円	684,000円
団 員	144,000円	214,000円	284,000円	359,000円	469,000円	639,000円

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成17年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（事項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成17年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。